

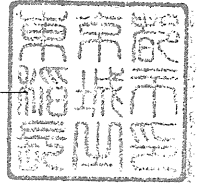


20 稲都ま収第 238 号

平成 20 年 10 月 24 日

国土交通省道路局長 殿

稲城市長 石 川 良



今後の道路行政についての意見・提案の提出について（回答）

平成 20 年 9 月 19 日付国道企第 37 号にて、ご依頼のあった標記の件について、
下記のとおり、ご回答いたします。

記

- 1 意見・要望 別添のとおり

【問合せ先】

稲城市役所

都市建設部まちづくり推進課

電話 042-378-2111（内線 322）

今後の道路行政についての意見・提案

様式①

①道路行政全般について改善すべき点、要望や提案など

東京都稲城市

多摩地域における都市計画道路については、いまだに5割程度しか整備が完了していないなど、道路ネットワークの形成が不十分な状況にあります。特に南北道路においては慢性的な交通渋滞が生じており、市民生活に大きな影響が出ていると共に経済的にも多大な損失があると考えます。

このため東京都及び多摩地域26市2町では、都市計画道路を計画的及び効果的に整備するため、概ね10年間で優先的に整備すべき路線を定め（多摩地域における都市計画道路の整備方針）、事業を推進するよう東京都及び各市で確認してきている所があります。これを実現するためには財源の確保が必要であります。

こうした中で、本市におきましては、現在の都市計画道路の整備率は約58%であり、今後、早期に整備する必要があると考えます。

整備方針といたしましては、

- ① 各地域の特性を活かし景観や周辺環境に配慮
- ② 高齢者をはじめとする誰にでもやさしいバリアフリー化
- ③ 道路内の電線類の地中化による無電柱化

などを位置付け、都市計画道路の整備を現在進めているところ です。

一方、市内の生活道路につきましては、土地区画整理事業を中心に、市民の意見等を反映した地域にあった整備や改善を行うなど、環境にやさしく、親しみを持てる道路づくりを進めております。

このように、道路整備と街の活力は、切り離すことができない一体的なものと考えており、本市では、今後も若い世代が移り住む、魅力あるまちづくりを進めてまいります。

何れにいたしましても、これらの道路整備にあたりましては市税だけでは達成できるものではなく、国及び東京都における、補助金等が必要とされておりますので、本市におきましては、引き続き強く道路特定財源の確保をお願いするとともに、一定の生活道路整備においても、補助金等の特定財源の配分ができるよう、要請するものでございます。

今後の道路行政についての意見・提案

②ー1 地域の現状と抱える課題

様式②

東京都稲城市

○現状	○課題
1 本市を含む多摩川右岸地域から稲城大橋有料道路を通り、中央高速道路稲城インターチェンジへの接続は、都心方面のみのハーフインターチェンジである。 また、稲城インターチェンジ料金所には ETC ゲートが設置されていない。 2 稲城大橋有料道路は、多摩川中流部で唯一の有料橋である。 3 JR 南武線（矢野口～府中本町）の連続立体交差事業を事業中である。 4 JR 南武線連続立体交差事業に合わせ、広域幹線道路である南多摩尾根幹線や稲城府中線などの都市計画道路を整備し、合わせて 3 駅（矢野口駅・稲城長沼駅・南多摩駅）周辺土地区画整理事業を施行している。	1 八王子、山梨方面へのアクセスについては、隣接インターである国立府中インターチェンジ等を利用するため、所要時間がかかると共に利便性に欠ける。 また、現在、中央高速道路の利用時に ETC ゲートが未設置なため、料金割引制度を利用できない。 →八王子方面へのアクセス改善及び ETC ゲートの設置。 2 有料であるため、利用しにくい橋梁である。 →早期無料化の実施。 3 都市側負担金の支出が大きい。 →道路特定財源の充当引き上げによる都市側（都・市）負担金の割合の軽減検討。 4 JR 南武線 3 駅周辺土地区画整理事業では、それぞれ道路特定財源を始めとする補助金を事業費に見込んでおり、特定財源無しでは事業の早期整備が困難な状況である。 →道路特定財源の一般財源化にあたっては、安全で快適なまちづくりに資する土地区画整理事業に充てる事ができる財源を十分に確保。

②-2 地域の目標すべき将来像

東京都稲城市

稲城市都市計画マスタープランでは、「水・緑に親しみ人とふれあう生活都市 稲城」を目標としている。将来都市構造の考え方としては、中心地区や生活拠点や三沢川や大丸用水などを活用した徒歩・自転車や公共交通などの交通手段でネットワーク化し、これらの拠点に行きやすい交通環境を整えることで、概ね徒歩500m圏を基本に生活できる自立的な生活圏の実現を目指している。

このため、将来都市構造実現に向けて、道路・交通ネットワークの形成方針を以下のように定めている。

- ① 東京都心や周辺都市との連絡を強化する広域交流ネットワークの形成
- ② 地域間の連絡を強化する生活ネットワークの形成
- ③ 中心地区や生活拠点等における安全で安心して楽しく歩ける歩行空間の確保
- ④ 地域ニーズにマッチした道路への改善・整備
- ⑤ 子供や高齢者・障害者などだれでも生活拠点へ行きやすい交通環境の形成
- ⑥ 地域に配慮した交通環境の形成
- ⑦ 公共交通を補完する新しい交通システムの導入検討

この形成方針による都市計画道路や生活道路整備など各事業を推進していくためには、国及び東京都の財政的な支援は不可欠であるため、引き続き強く特定財源の確保を要請します。